

2. 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

(1) 規制の適用を受ける施設

- 1) 鉄道業の用に供する車両整備施設
- 2) 家具製造業の用に供する塗装水洗ブース施設

(2) 排水基準

有害化学物質

	有害物質の種類	排出基準
健康項目	カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.1mg/l
	シアン化合物	シアンとして 1mg/l
	有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチジメト及び EPN に限る。)	1mg/l
	鉛及びその化合物	鉛として 1mg/l
	六価クロム化合物	六価クロムとして 0.5mg/l
	砒素及びその化合物	砒素として 0.5mg/l
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.005mg/l
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	P C B	0.003mg/l

備考

1. この表に掲げる排出基準は、排出基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)により検定した場合における検出値によるものとする。
2. この表中「検出されないこと」とは、前号に掲げる検定方法により水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

水の汚染状態を示す項目

	項目	排出基準
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	5.8~8.6
	BOD(生物学的酸素要求量)	160mg/l(日間平均120mg/l)
	COD(化学的酸素要求量)	160mg/l(日間平均120mg/l)
	SS(浮遊物質)	200mg/l(日間平均150mg/l)
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/l
	”(動植物油脂類含有量)	30mg/l
	フェノール類含有量	5mg/l
	銅	3mg/l
	亜鉛	5mg/l
	溶解性鉄	10mg/l
	溶解性マンガン	10mg/l
	クロム	2mg/l
	ふっ素	15mg/l
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³	

備考

1. 「日間平均」による排出基準は、1日の汚水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排出基準は、公共用水域に排出される1日当たりの平均的な汚水の量が50立方メートル

ル（鉄道業にあつては、30立方メートル）以上である工場等に係る汚水について適用する。

3. 生物化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される汚水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼に排出される汚水に限って適用する。
4. 「有害化学物質」の備考1は、この表の排出基準について準用する。